

# 愛媛県家畜疾病情報システム構築委託業務 公募型プロポーザルに係る説明書

## 1 趣 旨

農場には家畜の生産性に大きな影響を与える様々な疾病が頻発しており、生産性向上と安全な畜産物の供給の両面から疾病を低減していく対策は必要不可欠である。

これまで、検査結果や指導内容、疾病発生情報については、紙での提供や、口頭連絡を行う等のアナログ対応であるため、情報の共有化が難しく、畜産現場において県が業務で収集した情報を十分に活用しきれていない可能性がある。

このような状況の中、スマートフォンやタブレットの普及により、畜産農家や農場従事者が簡易にデジタル情報にアクセスできる環境が整ったため、愛媛県では、疾病対策をできるかぎり早く行える情報基盤の整備により家畜疾病情報をデジタル化し、貴重な情報を最大限活用できる家畜疾病の簡易診断・対策システムを構築する。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

愛媛県家畜疾病情報システム構築委託業務

### (2) 業務内容

別添仕様書のとおり

### (3) 契約期間

契約日から令和7年3月31日まで

### (4) 委託料上限額

72,985千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 企画提案の応募資格及び条件

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件をすべて満たす者とする。

- ① 愛媛県の競争入札参加資格登録者に登録されている者であること、若しくは契約の締結までに登録を得る見込みの者であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- ③ 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- ④ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- ⑤ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること、
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団または暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

#### 4 応募の手続き

##### (1) 担当窓口

愛媛県農林水産部農業振興局 畜産課 経営指導係

- ・住所：〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
- ・電話番号：089-912-2577
- ・FAX 番号：089-912-2574
- ・E-mail：[chikusan@pref.ehime.lg.jp](mailto:chikusan@pref.ehime.lg.jp)

##### (2) 応募の方法

###### ① 参加表明

###### ア 参加申込書の提出

本募集へ参加を希望する者は、下記のとおり、あらかじめ参加申込書（様式1）を提出すること。

なお、期限内に参加申込書を提出していない者は、参加することができない。

###### ・提出先

（1）に示す担当窓口

###### ・提出方法

持参又は郵送とする。

###### ・提出期限

令和6年7月19日（金）17時15分（必着）

※持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

###### イ 参加資格の確認

参加資格の確認の結果は、参加申込書を提出した者に対して令和6年7月26日（金）までに書面により通知する。

参加資格が認められなかった者に対しては、その旨とその理由を書面により愛媛県知事から通知する。

###### ウ 辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和6年8月19日（月）17時15分までに、辞退届（様式2）を提出すること。

###### ② 説明書に関する質問

本説明書に質疑がある場合は、質問票（様式3）を送付すること。

###### ・提出先

（1）に示す担当窓口

###### ・提出方法

電子メールとする。

###### ・受付期間

令和6年7月5日（金）8時30分から令和6年8月2日（金）17時15分

・回答方法

質問回答については、質問を受理した日から7日間（休日を含まない）以内に、質問者を伏せたうえで参加申込者全てに電子メールで通知する。ただし、回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

③ 技術提案書の提出

ア 技術提案書に係る提出書類及び部数

提出書類	部数
技術提案提出書（様式4）	1部
法人・団体の概要書（様式5）	1部
技術提案書	正1部、副9部
評価基準対応表（様式6）	正1部、副9部
参考見積書	1部

イ 技術提案書（以下、「提案書」という。）の作成方法

提案書は、A4判冊子（A3混じりも可）・カラーとし、様式は自由とする。

提案書の作成にあたっては、別添1「仕様書」を参考とし、下表に示した項目について内容を盛り込むとともに、操作状況等が分かるような画面イメージ等を適宜挿入すること。

企画提案に際しては、委託上限額の範囲の内容で行うこと。

項目番号及び 評価項目		提案書への記載依頼事項
1-1	提案者の実績 及び能力	企画提案者がこれまでに開発及び販売してきた商品の実績や実施体制について記載すること。
1-2		本業務のスケジュール、システム開発の工程等について記載すること。
2-1	セキュリティ 対策	ユーザー登録のフォームの仕様について記載すること。
2-2		セキュリティ対策、保守運用及び障害発生時の対応について記載すること。
2-3		秘密を保持するための体制を記載すること。
3-1	ポータルサイト	ポータルサイトから各機能へのアクセスについて記載すること。
4-1	情報発信	記事発信の仕様について記載すること。
4-2		送信履歴の確認の仕様について記載すること。
5-1	掲示板	画像等の送受信の仕様について記載すること。
5-2		受信があった際の通知機能について記載すること。

6-1	家畜疾病診断 カルテ	検査依頼から検査回答の流れを含む仕様について記載すること。
7-1	家畜疾病検索	検索フォームの仕様について記載すること
8-1	農家基本情報	データを入力・様式への出力の仕様について記載すること。
9-1	データベース 管理	画像やファイル等を十分に保存できる容量について記載すること。
10-1	システム、端 末及び性能	このシステムをスマートフォン等のモバイル端末で初めて利用する際の仕様について記載すること。
10-2		専用端末として提案のあった機器の、画像やファイル等のデータを編集及び登録に関する機能について記載すること。
10-3		愛媛県データ連携基盤に関する仕様を記載すること。
10-4		仕様書に指定のない独自の提案について記載すること。
11-1	通信回線	専用端末に備えるモバイル Wi-Fi ルーターの仕様について記載すること。
12-1	将来への対応	令和7年度に要する運営管理業務に係る通信経費、運営管理業務に係る費用について記載すること。
13-1	価格評価	システム開発費用、機器整備費用、通信・管理費用について記載すること。

参考見積書は、その根拠が分かるように内訳について詳細に記載すること。

また、現時点の仕様で確定していないもので見積金額が増減する可能性があるものについては、見積の前提を記載すること。

なお、見積金額は、消費税及び地方消費税 10%を含む金額とすること（提案書に記載する費用と相違ないこと）。

見積書には、本業務により構築するシステムの運営管理業務（仕様書の5の（3）に掲げた業務をいう。）を令和7年度まで受託することとなった場合に要すると見込まれる費用（今年度構築するシステムを現状維持した場合に要するものに限る。）を示すこと。

- ・提出先

（1）に示す担当窓口

- ・提出方法

持参、郵送とする。また、提案書については、電子データも提出すること。

- ・受付期間

令和6年8月19日（月）17時15分（必着）

※持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

#### ウ 公正な企画提案審査の確保

参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

#### エ 留意事項

提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示することがある。

提案書は返却しない。

提案書の提出は、参加者 1 者につき 1 案のみとし、複数の提案をすることはできない。

### 5 最優秀提案の選定

#### (1) 審査の方法

提出された提案書の中から最も優れた提案を選定するため、愛媛県家畜疾病情報システム構築事業者選定審査会（以下、「審査会」という。）を開催する。

審査会における審査は、プレゼンテーション及びヒアリングによるものとし、開催日時及び場所については、企画提案者に対して別途通知するものとする。

審査会は、非公開とする。また、提案者は、他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

審査会でのプレゼンテーションは、提案書の内容についてのみ行うこととする。

審査会は、プレゼンテーションの結果を受け審査を行い、最優秀提案を選定する。

#### (2) 提案書の評価項目

別添 2 「愛媛県家畜疾病情報システム構築委託業務評価基準」に基づき、審査会において評価を行う。

審査基準評価項目の記載内容において、妥当でない項目がある場合には、審査会で審査のうえ、選定しない場合がある。

審査基準評価項目「13-1 価格評価」を除く得点が 420 点（対象の 60%）を下回る場合は、選定しない。

(3) 審査結果の通知

企画提案者全員に、採否の結果を書面で通知する。

6 欠格事項

企画提案者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・提案書に虚偽又は不正があった場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ・同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- ・発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ・その他不正な行為があった場合

7 契約の方法

(1) 契約の締結

契約については、最も優れた提案として評価した最優秀提案者の提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と最優秀提案者の双方が合意に至った場合に、県が定めた予定価格の範囲内で契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合があります。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づくこととする。

8 苦情申し立てに関する事項

本手続きにおける提案書の選定その他の手続きに不服がある者は、愛媛県特定調達苦情検討委員会に対して苦情申し立てを行うことができるものとする。ただし、募集要領等の不知又は不明を理由として申し立てることはできないものとする。

苦情申し立てに関する窓口は4の(1)と同様とする。

9 その他留意事項

手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、以下のとおりとする。

- ・言語：日本語
- ・通貨：日本国通貨
- ・単位：日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。

提出された書類は、提案書の選定以外の目的に無断で使用しない。

参加申込書の提出以降、提案書を選定するまでの間に3に定める要件を満たさなくなった場合は、その提案書は選定しない。